

令和5年(2023年)5月26日

保護者 様

学校感染症による出席停止と「連絡票(り患証明)」について

熊本県立小川工業高等学校

学校において予防すべき感染症にかかった場合、学校保健安全法によって出席停止の措置をとることになります。十分に休養して早く病気を治すためと、他の人への感染を防ぐための措置です。停止期間は欠席扱いになりません。

下記のような学校感染症の疑いのある場合は必ず受診し、医師の診断を受けて学校を休む場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。

治るまで主治医の指示に従って、家庭で安静にしてください。再登校時には出席停止期間が明記された医師による「り患証明」が必要です。病院で発行される診断書が原則になりますが、御厚意により別紙の学校の連絡票に記入していただける場合は、受診先に記入をお願いしてください。(連絡票も基本的には有料です。自己負担となりますのでご了承ください)

出席停止の対象となる学校感染症および出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 細菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症：感染性胃腸炎・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・ヘルペス・ヘルパンギーナなど（感染拡大の予防が必要と考えられる場合は出席停止となります。本人の安静のため休むように言われても出席停止にはなりません。）

主治医様

熊本県立小川工業高等学校  
科 年 氏 名

学校保健安全法施行規則により、出席停止扱いを受けたいので、該当疾患である場合は、証明をお願いいたします。

熊本県立小川工業高等学校長 宛

### 連絡票

下記のとおり、ご連絡します。

記

病 名 \_\_\_\_\_

出席停止の要・不要

不要

要 ( 停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 )  
※見込み含

学校生活上の生活・運動制限、規制および注意事項

以上

令和 年 月 日

病院名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印